

税務キヤッチ・アップ

法人税関係

会社が災害に遭った場合の法人税の手続き

1 はじめに

全国各地で、自然災害が起きているが、被災に伴う費用又は損失(①棚卸資産等の滅失又は損壊の損失②損壊した資産の取壊し等の費用③土砂等の除去費用等)は、法人税法上損金の額に算入することができる。

本稿では、会社が災害に遭った場合の留意点を、検討する。

2 会社に災害が生じた場合

(1) 評価損の計上

棚卸資産等に著しい損傷が生じ、時価が帳簿価額を下回った場合には、一定の評価損を損金の額に算入することができる(法法33②)。

(2) 復旧費用の資本的支出又は修繕費の区分

被害を受けた固定資産(上記(1)の計上をしたものを除く)について支出する復旧費用に係る区分については、次のとおりである(法基通7-8-6)。

①原状回復費用や被災前の効用を維持するための補強工事等の費用は、修繕費とする。②支出金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする。

(3) 災害損失特別勘定の設定

棚卸資産等の修繕等のために、災害日から1年以内の適正な見積額として、一定額を災害損失特別勘定に繰り入れた場合には、その金額を、損金の額に算入することができる。また、災害日から1年を経過する日の属する事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、残額を益金の額に算入するが、

修繕等が遅れているときは、修繕等の完了見込み日の属する事業年度まで、その益金算入を延長することができる(法基通12-2-6~12-2-13)。

(4) 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し控除

各事業年度開始の日前9年(平成30年4月1日以後に開始する事業年度は10年)以内に開始した事業年度において生じた欠損金額(青色欠損金の繰越控除又は欠損金の繰戻しによる還付の適用があるものを除く。)

のうち、棚卸資産等について災害損失欠損金額があるときは、その金額を損金の額に算入する(法法58①)。

(5) 災害損失欠損金の繰戻しによる還付

災害日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は同6月を経過する日までの間に終了する中間期間に生じた災害損失欠損金額がある場合には、確定申告書又は仮決算の中間申告書の提出と同時に、災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前1年(青色申告の場合には、前2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができる(法法80①⑤)。

(6) 特定非常災害が起きた場合

の特別償却や圧縮記帳の特例
特定非常災害(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法

律により指定された非常災害をいう。東日本大震災、平成28年熊本地震、などがある。)発生日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業供用した場合には、特別償却をすることができる(措法43の3)。また、収用等又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けて、やむを得ない事情により指定期間内に代替資産の取得が困難となった場合には、その期間を2年以内の範囲で延長することができる(措法64の2⑰, 65の8⑱)。

3 おわりに

期限内申告等ができないときは、納税者の申請で、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、申告等の期限が延長される(通法11, 通令3③)。また、国税庁長官が、地域等を指定して期限を延長する制度もある(通令3①, ②)。一方、取引先等が被災した場合には、災害見舞金(措通61の4(1)-10の3)、売掛債権の免除等(法基通9-4-6の2)、低利又は無利息融資(法基通9-4-6の3)、自社製品等の被災者に対する提供(法基通9-4-6の4)、国等に対する寄附金等(法法37③)などの制度がある。会社が被災した様々な災害に応じて、上記各種規定を的確に把握し、その適用には、十分留意する必要があると思われる。

(右山研究グループ
税理士 中村 彰宏)